

★★★ <第36回知的財産翻訳検定試験【第19回和文英訳】> ★★★

≪ 1 級課題 -知財法務実務-≫

【解答にあたっての注意】

1. 問題の指示により英訳してください。
2. 解答語数に特に制限はありません。適切な箇所で改行してください。
3. 課題文に段落番号がある場合、これを訳文に記載してください。
4. 課題は2題あります。それぞれの課題の指示に従い、2題すべて解答してください。

問1. いわゆるAI発明の特許性の一面について説明した下記の文章を英語に翻訳してください。

翻訳に際しての注記

- (1) 翻訳対象箇所は、\*\*\* START \*\*\*, \*\*\* END \*\*\*で始終点を示してあります。
- (2) 翻訳文だけを読んでも内容を正確に且つ容易に理解できるよう、文書として自然な翻訳を心がけてください。必要であれば、内容の正確性が担保される限りにおいて、一文を区切って二文で表現するなど、工夫を凝らしていただいて構いません。
- (3) 問題文は、本試験のためのみに作成されたものであり、いかなる組織のいかなる意見、法的解釈等も意味するものではありません。

\*\*\* START \*\*\* いわゆる人工知能を利用する発明（以下「AI発明」と略称）は、機械学習等の技術的な手法によりデータを処理するコンピュータに関する技術として把握することができる。AI発明は、コンピュータシステム、それにデータ処理を実行させるプログラムとしての物の発明、データ処理により実現される方法の発明として保護され得る。

AI発明の特許性は、通常のコピュータ利用発明と同様に、発明該当性、産業上の利用可能性、新規性、進歩性等の観点から判断される。AI発明について特に留意すべき事項の一つとしては、記載要件をあげることができる。特許法36条に係る、いわゆる、サポート要件、明確性要件、実施可能要件である。特許庁は、そのウェブサイトにおいて、AI関連技術に関する事例を公開しており、AI発明に関する記載要件について、次のように説明している。「AIを様々な技術分野に応用した発明は、AIの機械学習に複数種類のデータを

含む教師データを用いることが一般的であるが、この場合、記載要件を満たすか否かの判断において、発明の詳細な説明の記載に基づいて、当該複数種類のデータ間に相関関係等の一定の関係（以下、「相関関係等」という。）が存在することが認められること、又は、技術常識に鑑みて当該複数種類のデータの間に何らかの相関関係等の存在を推認できることが必要である。」

例えば、特許異議申立2022-700412号では、「本件特許に係る出願の発明の詳細な説明は、「運動プログラムの識別情報を出力するモデル」である「学習済みモデル」の「機械学習」として、「ユーザの属性」と「各動作を判定するための1以上の指標の評価」を「学習データ」とする機械学習ではなく「動画像データに基づ」く機械学習を行うことについて、当業者が実施するために必要な技術的事項を記載したものでないから、本件特許は、発明の詳細な説明が特許法36条第4項第1号に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものである」として当該特許を取り消している。 \*\*\* END \*\*\*

問2. 以下は NFT アートの出展サービスを手掛ける事業者が掲げている利用規約（架空）の抜粋です。翻訳対象箇所を英語に翻訳してください。

#### 翻訳に際しての注記

(1) 翻訳対象箇所は1箇所、\*\*\* START \*\*\*, \*\*\* END \*\*\*で始終点を示してあります。

(2) 翻訳に際して、定義語（文中、初回イタリック体にて記載される用語、又は「以下『〇〇』という。」という形式により定義された用語のこと。）については、各単語の先頭大文字にて訳出してください（たとえば、「発明」が定義語の場合、Invention など）。

(3) 翻訳文だけを読んでも内容を正確に且つ容易に理解できるよう、文章として自然な日本語訳を心がけてください。必要であれば、内容の正確性が担保される限りにおいて、一文を区切って二文で表現するなど、工夫を凝らしていただいで構いません。

**\*\*\* START \*\*\***

本作品の販売及び流通

- 1.1 本顧客は、本作品について所定の利用を行うことに係る非独占的許諾権のみを本プラットフォームを通じて販売することができる。本作品に関する著作権その他実体的支配権は、本顧客が全て留保するものとし、当該権利の移転又は独占的許諾権の設定を本プラットフォームにおける売買の対象とすることはできない。なお、いかなる利用許諾権を売買の対象とするかについては、本運営会社の定める手順にしたがって、本顧客が本運営会社の提供する選択肢の中から選択する。
- 1.2 本作品は、ユーザーとの売買契約を誘引するために本プラットフォームにおいて展示され、本運営会社の定める手順にしたがってユーザーが購入の申し込みを行った場合には、認定ブロックチェーン、認定ウォレットサービス及び認定スマートコントラクトを介して、本顧客及び当該ユーザー間において販売条件に基づき売買契約を締結することにより売買される。
- 1.3 本作品の本プラットフォームにおける売買は、認定ブロックチェーン、認定ウォレットサービス及び認定スマートコントラクトの利用が不可欠であり、これらを利用しない売買を行うことはできない。認定ブロックチェーン、認定ウォレットサービス及び認定スマートコントラクトについて、本顧客は、自身の責任によりこれらを提供する第三者と別途利用契約を締結の上、これを維持するものとする。
- 1.4 本作品は、購入者が購入した後、当該購入者がさらに別のユーザーに対して販売することにより、本プラットフォームにおいて流通させることができる。かかる流通が生じた場合、本顧客は、流通利益を受けることができ、かかる流通利益も本作品の売買代金同様、認定ブロックチェーン、認定ウォレットサービス及び認定スマートコントラクトを通じて本顧客に対して分配される。

**\*\*\* END \*\*\***